

令和8年7月28日
(独)水資源機構吉野川上流総合管理所

富郷ダム貯水池から発生した流木の有償引取者の募集要領

1. 対象物件

富郷ダム貯水池から引き上げられた流木 対象数量：約200空 m^3
※) 運搬車積載容積の数量

2. 引き渡しの条件

- ①引き渡し場所は、以下のとおりとする。
富郷ダム：愛媛県四国中央市富郷町津根山地内〔宮城流木集積場〕
- ②引き取りに際し、機構は新たな加工は行う予定はないことから、現状渡しとする。
- ③流木の引き渡しに要する作業（引き渡し場所での切断、積込及び運搬等）は、引取希望者が実施するものとし、その費用は引取希望者が負担するものとする。
- ④機構は運搬車積載容積の数量にて、引き渡し数量の確認を行うものとする。
- ⑤集積してある山から必要なものだけ抜きとりしても構わないが、抜き取った後再度集積するものとする。
- ⑥根株等不要な部分は、切り落として引き渡し場所に集積して存置しても構わない。
- ⑦引き渡し後の不具合等の責任について、機構は一切を負わないものとする。
- ⑧不法投棄防止等の観点から、引き取り希望者は、書面【別紙1（流木）】により、引き渡し後の流木の利用計画（自己利用、加工しての販売等）を明らかにするものとする。また、実際の利用状況について、機構職員が確認を行う場合がある。

3. 現物の確認期間

流木の有償引取に先立ち、現地にて現物を確認することができる。

- ①確認期間：令和8年7月29日（水）～令和8年8月7日（金）9時～17時
※) 上記期間の土、日、祝日は除く。

- ②問合せ先：富郷ダム管理所

担当者 関口

電話(0896)22-0302（代表）

- ③その他：現物確認を希望する者は、希望する日の前日17時までに、上記②まで電話による申し込みを行うこと。

4. 有償引取希望の聴取

流木の有償引取を希望する者については、書面【別紙2（流木）】により、希望する数量及び引取価格（単価）を記入し、【別紙1（流木）】と合わせて提出する。

①提出方法：持参、郵送又はFAX（押印があること）

②提出期間：令和8年7月29日（水）～令和8年8月12日（水）
17時まで（必着）

③提出先：徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1

（独）水資源機構吉野川上流総合管理所

電話（0883）72-2050

FAX（0883）72-0727

5. 有償引取希望者の決定

有償引取希望者が複数の場合、流木の最も高い引取総額（希望する数量に引取単価を乗じた額）を提示した者から優先して、有償取引者を決定するものとし、同額の場合はくじ引きで決定する。なお、有償取引者が決定した後、流木に残量があった場合には、次点の提示者へ残数量での引き渡しの可否について、協議のための連絡を行う。

6. 引き渡しの期限

有償引取希望者は、令和8年9月25日（金）までに搬出作業を終了させること。

なお、有償取引者が複数の場合、搬出作業の工程について別途調整を行う。

流木の搬出時期について、別途実施中の流木陸揚げ等作業との調整を行う場合がある。

7. その他

有償引取者の流木利用目的が木質バイオマス発電の燃料であり、再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法（平成23年法令第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）を適用する場合、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に則り、一般木質バイオマスであることを証明する証明書を発行する予定である。そのため、該当する場合は【別紙1】具体的な事業概要の欄に、「一般木質バイオマス証明希望」と記載すること。

【参考資料】

富郷ダム 宮城流木集積場における流木仮置き場の現況写真

〈全景 1〉



〈全景 2〉



〈全景 3〉



〈近景〉



〈位置図〉



【別紙 1】 流木

流木の利用計画書

[illegible]

【別紙２】流木

令和８年 月 日

独立行政法人水資源機構

吉野川上流総合管理所長 松村 貴義 殿

住所：

氏名：

印

富郷ダム貯水池から発生した流木に関する有償引取希望について

標記について、「富郷ダム貯水池から発生した流木の有償引取者の募集要領」に基づき、
要領に記載された内容を遵守した上で、流木について有償引取を希望します。

ダム	引取物	希望する数量※1	引取単価(税込み)	取引総額(税込み)※2
富郷ダム	流木	空 m^3	円／空 m^3	円

※1 全量希望する場合は２００空 m^3 と記入して下さい。

※2 希望する数量に取引単価（税込み）を乗じた額を記入して下さい。